

(別添)

セーフティネット支援対策等事業実施要綱の新旧対照表

改 正 後	現 行
セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1、2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1)、(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 ア 地域福祉基盤整備事業 (ア)～(キ) (略) <u>〈削除〉</u> <u>〈ク〉災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業</u> <u>災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等を実施する事業。</u>	セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1、2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1)、(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 ア 地域福祉基盤整備事業 (ア)～(キ) (略) <u>〈ク〉災害救助対策等事業</u> <u>a 災害救助対策事業</u> <u>都道府県が管内市区町村に対して、災害救助関係職員を対象とした災害救助に関する実務的な研修等の実施や地域住民に対して広報・啓発等を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図る基盤整備を行う事業。</u> <u>b 国民保護(救援)関連対策事業</u> <u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県及び指定都市が、管内市区町村が国民保護計画等を作成する上で、参考となる救援マニュアルの作成等を行う事業。</u> <u>〈新設〉</u>

(改正後)

(現行)

イ～エ (略) オ <u>生涯現役活躍</u>支援事業 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を<u>整備し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組む事業</u>。 また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する事業。 カ、キ (略) (4) 社会的<u>包容力構築</u>・「絆」再生事業 ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業及び、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図る事業。 <u>〈削除〉</u> (5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略) (6) 寄り添い型相談支援事業 (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」及び「寄り添い型相談支援事業」を除く。 (1)、(2) (略)	イ～エ (略) オ <u>地域資源・人材育成</u>支援事業 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を<u>整備する事業</u>。 また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する事業。 カ、キ (略) (4) 社会的<u>包摂</u>・「絆」再生事業 ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業及び、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図る事業。 <u>(5) 生活困窮者自立促進支援モデル事業</u> <u>生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを図る事業。</u> (6) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略) (7) 寄り添い型相談支援事業 (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」及び「寄り添い型相談支援事業」を除く。 (1)、(2) (略)
---	---

(改正後)

(現行)

(3) 地域福祉増進事業 ア～キ (略) <u>ク 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業 (別添 10)</u> <u>〈削除〉</u> ケ～サ (略) シ 生涯現役活躍支援事業 (別添 14) ス、セ (略) (4) 社会的<u>包容力構築</u>・「絆」再生事業実施要領 (別添 17) <u>〈削除〉</u> (5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領 (別添 18) イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添 19) ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (別添 20) エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 (別添 21) オ 支援給付適正実施推進事業実施要領 (別添 22) 5 (略) (別添 1) (略) (別添 2) 生活保護適正実施推進事業実施要領 1、2 (略) 3 事業内容 (1) (略) (2) 生活保護適正化事業 ア～エ (略) オ 認定等事務適正化事業 (ア) 収入資産状況把握等充実事業 収入申告書<u>徴収</u>の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。 (イ)、(ウ) (略)	(3) 地域福祉増進事業 ア～キ (略) <u>〈新設〉</u> <u>ク 災害救助対策等事業実施要領 (別添 10)</u> ケ～サ (略) シ <u>地域資源・人材育成支援事業 (別添 14)</u> ス、セ (略) (4) 社会的<u>包摂</u>・「絆」再生事業実施要領 (別添 17) <u>(5) 生活困窮者自立促進支援モデル事業 (別添 18)</u> (6) 中国残留邦人等地域生活支援事業 ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領 (別添 19) イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添 20) ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (別添 21) エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 (別添 22) オ 支援給付適正実施推進事業実施要領 (別添 23) 5 (略) (別添 1) (略) (別添 2) 生活保護適正実施推進事業実施要領 1、2 (略) 3 事業内容 (1) (略) (2) 生活保護適正化事業 ア～エ (略) オ 認定等事務適正化事業 (ア) 収入資産状況把握等充実事業 収入申告書の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。 (イ)、(ウ) (略)
---	---

(改正後)

(現行)

カ～コ (略) 4 その他 (1) 上記3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。 ア (略) イ 一般指導監査 (ア)～(ウ) (略) (エ) 上記(ア)から(ウ)以外の事項については、<u>「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成12年10月25日社援第2393号)の別添「生活保護法施行事務監査実施要綱」(以下「監査実施要綱」という。)</u>の例により行うこと。 ウ～オ (略) カ その他 (ア) (略) (イ) この監査を行う福祉事務所については、<u>監査実施要綱に定める一般監査</u>は実施しないこととして差し支えないこと。 (ウ) (略) (2)、(3) (略) (別添3)～(別添9) (略) <u>〈削除〉</u>	カ～コ (略) 4 その他 (1) 上記3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。 ア (略) イ 一般指導監査 (ア)～(ウ) (略) (エ) 上記(ア)から(ウ)以外の事項については、<u>生活保護法施行事務監査</u>の例により行うこと。 ウ～オ (略) カ その他 (ア) (略) (イ) この監査を行う福祉事務所については、<u>生活保護法施行事務監査</u>は実施しないこととして差し支えないこと。 (ウ) (略) (2)、(3) (略) (別添3)～(別添9) (略) <u>(別添10)</u> <u>災害救助対策等事業実施要領</u> <u>1 災害救助対策事業</u> <u>(1) 目的</u> <u>本事業は、災害救助法による応急救助の実施に関し、災害時において第一線で被災者に接し、災害救助法の適切な運用を図ることが要請される市町村の災害救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修等を行うとともに、応急救助が国民の協力なくしては実効あるものとならないことから、地域住民に対して災害救助制度に関する広報・啓発を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図る基盤整備を行うものである。</u> <u>(2) 実施主体</u> <u>実施主体は、都道府県とする。</u>
--	---

(改正後)

(現行)

	(3) 事業内容 ア 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議 管内市町村の災害救助関係幹部職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度の周知徹底を図るとともに、相互支援を迅速に行うための連絡協議を行う。 イ 市町村災害救助担当職員研修会 管内市町村の災害救助担当職員に対し災害救助法に基づく応急救助制度や災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付等、災害発生後速やかに市町村が実施すべき業務についての理解を深め、さらに、各市町村の個々の災害時の対応や平時からの備え（高齢者や障害者等（以下、「災害時要援護者」という。）対策を含む）について情報交換を図る等の研修を行う。 ウ 災害救助制度に関する啓発・広報の推進 地域住民に対し、災害救助制度に関する理解と関心を高めるため、リーフレット等の作成及び配布、講演会の開催等を行い、万が一発生した際において、応急救助が住民の協力を得て円滑に実施されるための基盤作りを進める。 エ その他災害救助の的確な実施等に資する事業 災害救助法による応急救助の的確な実施、災害時要援護者（避難支援、避難所対策等）マニュアルの作成等、災害弔慰金・災害援護資金施行事務の適切な実施を図る。 (4) 実施上の留意事項 ア 本事業の実施に当たっては、日本赤十字社支部、その他災害救助関連団体との連携に十分配慮すること。 イ 本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とするので、関係部局と調整の上活用すること。 ウ 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議及び市町村災害救助担当職員研修会については、管内市町村から必ず1名以上の参加が得られるよう努めること。 エ 研修会等の開催時期の選定に当たっては、対象者が参加しやすい時期を考慮して決定すること。 オ 本事業の活用により、管内市町村の災害発生時における連絡体制や備蓄の状況、平時からの福祉避難所指定状況および要援護者支援体制等を十分把握し、整備の状況が不十分な市町村に対して指導を行うなどして、応急救助の実施体制の整備拡充を進めること。
--	--

(改正後)

(現行)

<u>(別添10)</u> <u>災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領</u> <u>1 目的</u> 災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることを目的とする。 <u>2 実施主体</u> 実施主体は、都道府県又は都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉	<u>2 国民保護（救援）関連対策事業</u> <u>(1) 目的</u> 本事業は、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護することの重要性に鑑み、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という）の救援を円滑に実施する体制整備を目的とするものである。 <u>(2) 実施主体</u> 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。 <u>(3) 事業内容</u> ア 国民保護の救援に関するマニュアル作成事業 武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が、管内市町村（「指定都市においては区」。以下同じ）が国民保護計画や救援に関する運用の手引き等を作成する上で、参考となる救援マニュアルの作成等を行うとともに助言・指導を行う事業。 イ その他、救援の円滑な実施に資するための事業 <u>(4) 実施上の留意事項</u> ア 本事業の実施に当たっては、管内市町村、日本赤十字社支部およびその他関連団体との連携に十分配慮すること。 イ マニュアルの作成の際には、災害時要援護者の支援体制について盛り込むこと。 ウ 本事業の実施に当たっては、その他関連部局と十分な調整を行うこと。 エ 本事業の活用により、市町村国民保護計画等の策定に遺漏の無いよう管内市町村に対して指導を行うなどして、救援の実施体制の整備を進めること。 <u>〈新設〉</u>
---	--

(改正後)

(現行)

<u>法人、公益法人、NPO法人等とする。</u> <u>なお、都道府県知事が適当と認める民間団体等に事業の一部を委託することができる。</u> <u>3 事業内容</u> <u>(1) ネットワーク本部の立ち上げ・運営</u> <u>都道府県単位の福祉支援ネットワークを協議会方式で設置するため、その事務局機能としてネットワーク本部を立ち上げ、協議会への参画メンバーの招集や全体的なまとめ等を行う。</u> <u>(2) 災害福祉支援体制の検討・構築</u> <u>災害に備えて、平常時より都道府県内の災害福祉支援体制の検討や構築による関係者間での意識の共有を図るための場を設ける。</u> <u>(3) ネットワークの普及・啓発</u> <u>都道府県内において普及・啓発することによって、管内市区町村や民間の支援者の充実・強化等を図る。</u> <u>(4) 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等</u> <u>災害時における具体的な活動に備え、研修や訓練の実施により、人材育成や資質向上を図る。</u> <u>(5) 他都道府県との情報交換や連携づくり</u> <u>災害時における具体的な活動に備え、他都道府県との緊密な関係づくりや協定を結ぶまでの連携づくり等を図る。</u> <u>4 留意事項</u> <u>(1) 本事業の実施に当たっては、各都道府県の防災担当部局や医療・保健担当部局、管内の市区町村、民間福祉関係者等と連携を図ること。</u> <u>(2) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、協定書やマニュアル等の成果物があれば提出すること。</u> (別添 1 1)、(別添 1 2) (略)	(別添 1 1)、(別添 1 2) (略)
--	------------------------------

(改正後)

(現行)

(別添 1 3) 安心生活基盤構築事業実施要領 1、2 (略) 3 事業内容 実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 安心生活創造推進事業 (略) ア 基本事業 下記(ア)～(カ)の事業については、安心した生活を送るための基礎的な事業として位置づけ、(ア)～(カ)までのいずれの事業についても必ず実施するものとする。 なお、これまで「安心生活創造事業」(本実施要綱の第10次改正(平成24年4月5日社援0405第3号)における別紙の3のエの事業)を実施した市区町村(以下「安心生活創造事業実施市区町村」という。)については、なお従前の実施要綱に基づき事業を行うことが出来るが、出来る限り本要領に基づく事業を実施すること。 イ (略) (2) (略)	(別添 1 3) 安心生活基盤構築事業実施要領 1、2 (略) 3 事業内容 実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 安心生活創造推進事業 (略) ア 基本事業 下記(ア)～(カ)の事業については、安心した生活を送るための基礎的な事業として位置づけ、(ア)～(カ)までのいずれの事業についても必ず実施するものとする。<u>ただし、(カ)の事業については、別途定める一定期間経過後に実施することを可能とする。</u> なお、これまで「安心生活創造事業」(本実施要綱の第10次改正(平成24年4月5日社援0405第3号)における別紙の3のエの事業)を実施した市区町村(以下「安心生活創造事業実施市区町村」という。)については、なお従前の実施要綱に基づき事業を行うことが出来るが、出来る限り本要領に基づく事業を実施すること。 イ (略) (2) (略)
(別添 1 4) <u>生涯現役活躍</u>支援事業実施要領 1 目的 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を<u>整備し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組む。</u> また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。 2 実施主体 <u>3 (1)の事業は、都道府県、市区町村のほか、社会福祉法人、NPO法人、公益法</u>	(別添 1 4) <u>地域資源・人材育成</u>支援事業実施要領 1 目的 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備する。 また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。 2 実施主体 都道府県、市区町村のほか、社会福祉法人、NPO法人、公益法人その他厚生労働大

(改正後)

(現行)

<u>人その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、都道府県及び市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。</u> <u>3（２）の事業は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。</u> 3 事業内容 <u>（１）一般事業</u> 下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。 ①人材育成事業 地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。 ②需給マッチング事業 インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。 <u>また、企業等への働きかけにより、定年退職者等高齢者の退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す取組みを実施するとともに、地域課題と企業の社会貢献活動のマッチングを実施する。</u> ③ネットワーク構築・普及啓発事業 NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、<u>企業等への働きかけ等による企業内体験型研修やセミナーの実施等により</u>ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施する。 ④災害ボランティア活動支援事業 大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。 <u>（２）生涯現役推進特別事業</u> <u>定年退職者等高齢者が地域において、ボランティア・市民活動等に円滑かつ積極的に参加できるよう、企業等に積極的に働きかけを行い、退職前からボランティア・市民活動等への参加意欲を醸成するための支援を行う。</u> <u>なお、当事業は、労働部局等との綿密な連携により、生涯現役の実現に向けた関連事業を活用して行うモデル的な取組みである。</u> 4 留意事項 <u>ア 関係者・関係機関等との連携・協力</u> <u>本事業の実施に当たっては、社会福祉協議会、ボランティア団体、各職能団体、関係機関、民間企業等との十分な連携・協力を行うことにより効果的な事業の実施に努めること。</u>	臣が適当と認める団体とする。ただし、都道府県及び市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 事業内容 下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。 ①人材育成事業 地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。 ②需給マッチング事業 インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。 ③ネットワーク構築・普及啓発事業 NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施する。 ④災害ボランティア活動支援事業 大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。 <u>〈新設〉</u> <u>〈新設〉</u>
--	--

(改正後)

(現行)

<u>イ 研修の実施</u> 研修の計画及び実施に当たっては、関係機関と連携し、多様な活動団体に対応できるように、内容の充実、効果的な実施に努めること。 <u>ウ 個人情報の取扱い</u> 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対し周知徹底を図る等の対策を行うこと。 <u>エ 関連事業との連携</u> 3（2）の事業の実施に当たっては、生涯現役社会の実現に向けた労働部局等との関連事業と連携して行うモデル的な取組みであることに留意し、効果的・効率的な事業の実施に努めること。 (別添15)、(別添16) (略) (別添17) 社会的<u>包容力構築</u>・「絆」再生事業実施要領 第1 目的 本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業をNPO法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。 また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる<u>社会的包容力の構築を進め</u>、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。 第2 実施主体 実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。）とする。 ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた<u>NPO法人、社会福祉法人</u>、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「<u>NPO法人等</u>」という。）<u>を実施主体とする</u>。 また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事	(別添15)、(別添16) (略) (別添17) 社会的<u>包摂</u>・「絆」再生事業実施要領 第1 目的 本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業をNPO法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。 また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる<u>社会的包摂の仕組みを取り入れ</u>、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。 第2 実施主体 実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。）とする。ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた<u>社会福祉法人、NPO法人</u>、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「<u>NPO等民間支援団体</u>」という。）<u>も実施主体に含めるものとする</u>。 また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事
--	---

(改正後)

(現行)

業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる <u>NPO法人</u> 等に委託して実施することができる。 なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。 第3 事業 1 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 (1) ホームレス総合相談推進事業 ア 巡回相談指導等事業 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) ホームレス等の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレス等が集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を<u>行う</u>。 (イ) 相談員は、相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握する。<u>なお</u>、継続的な相談・支援が行えるように、必要に応じて相談記録を下記ウの事業により設置する協議会に提供するなど、他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるように<u>する</u>。 (ウ) 相談の結果を踏まえて、別紙1に掲げるように、各種施策の活用に係る助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。なお、関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い、<u>事務手続</u>等を<u>行う</u>。 (エ) ホームレスの衛生状態の改善を図るため、必要に応じて入浴、シャワー等のサービスを<u>提供する</u>。 イ ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) 第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対して、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を<u>行う</u>。 (イ) 相談の結果を踏まえて、必要に応じて別紙1に掲げるように、関係機関との連携の下、支援を<u>行う</u>。 ウ 相談活動推進事業 (略) エ 実施上の留意事項 (ア) 巡回相談指導事業	業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる <u>社会福祉法人、NPO法人</u> 等に委託して実施することができる。 なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。 第3 事業 1 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 (1) ホームレス総合相談推進事業 ア 巡回相談指導等事業 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) ホームレス等の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレス等が集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行うこと。 (イ) 相談員は、相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握すること。<u>また</u>、継続的な相談・支援が行えるように、必要に応じて相談記録を下記ウの事業により設置する協議会に提供するなど、他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるように<u>すること</u>。 (ウ) 相談の結果を踏まえて、別紙1に掲げるように、各種施策の活用に係る助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う<u>こと</u>。<u>なお</u>、関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い、<u>事務手続き</u>等を行う<u>こと</u>。 (エ) ホームレスの衛生状態の改善を図るため、必要に応じて入浴、シャワー等のサービスを提供<u>すること</u>。 イ ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) 第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対して、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行う<u>こと</u>。 (イ) 相談の結果を踏まえて、必要に応じて別紙1に掲げるように、関係機関との連携の下、支援を行う<u>こと</u>。 ウ 相談活動推進事業 (略) エ 実施上の留意事項 (ア) 巡回相談指導事業
--	---

(改正後)

(現行)

a、b (略) c 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等を同行させるよう努めること。 <u>なお、この場合、地域のホームレスの実情に応じて、必要性を踏まえ、精神科医等の専門職の同行を検討すること。</u> d 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター、第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。 (イ) (略) (ウ) 相談活動推進事業 協議会の構成員の選定に<u>当たっては</u>、行政、生活困窮者等支援団体、地域住民等各方面の者が参画できるように配慮すること。 (エ) 関係者・関係機関との連携・協力 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、<u>NPO法人、ボランティア団体、社協、社会福祉士会等</u>の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めること。 (オ) (略) (2) <u>ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）</u> ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) 利用者に対し宿所や食事の提供とともに、定期的な入浴、下着類の支給等日常生活に必要なサービスを<u>提供する</u>。 (イ) 利用開始時及び利用期間中は定期的に健康診断並びに健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を<u>確保する</u>。 (ウ) 利用開始時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、利用者の生活史や健康状態等を勘案した自立支援プログラムを<u>作成する</u>。 (エ) 利用期間中は自立支援プログラムに基づき、就労意欲を向上させるための相談・指導等を行うとともに、自立を阻害する要因の除去や社会生活へ復帰するための指導援助を<u>行う</u>。 (オ) 生活相談・指導等との連携の下で、職業相談等を行うとともに、求人開拓や就職時の保証人の確保等のための援助を<u>行う</u>。 (カ) 就職が内定した者に対しては、社会生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住宅保証人の確保や低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報の提供等、継続的な就労が確保できるよう援助を<u>行う</u>。 (キ) 就職直後においては、定期的に相談員が訪問し、各種の相談に応じるととも	a、b (略) c 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等を同行させるよう努めること。 e 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター、第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。 (イ) (略) (ウ) 相談活動推進事業 協議会の構成員の選定に<u>あたっては</u>、行政、生活困窮者等支援団体、地域住民等各方面の者が参画できるように配慮すること。 (エ) 関係者・関係機関との連携・協力 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、<u>社協、社会福祉士会、NPO法人、ボランティア団体等</u>の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めること。 (オ) (略) (2) <u>ホームレス自立支援事業</u> ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) 利用者に対し宿所や食事の提供とともに、定期的な入浴、下着類の支給等日常生活に必要なサービスを<u>提供すること</u>。 (イ) 利用開始時及び利用期間中は定期的に健康診断並びに健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を<u>確保すること</u>。 (ウ) 利用開始時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、利用者の生活史や健康状態等を勘案した自立支援プログラムを<u>作成すること</u>。 (エ) 利用期間中は自立支援プログラムに基づき、就労意欲を向上させるための相談・指導等を行うとともに、自立を阻害する要因の除去や社会生活へ復帰するための指導援助を行うこと。 (オ) 生活相談・指導等との連携の下で、職業相談等を行うとともに、求人開拓や就職時の保証人の確保等のための援助を<u>行うこと</u>。 (カ) 就職が内定した者に対しては、社会生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住宅保証人の確保や低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報の提供等、継続的な就労が確保できるよう援助を<u>行うこと</u>。 (キ) 就職直後においては、定期的に相談員が訪問し、各種の相談に応じるととも
---	--

(改正後)

(現行)

に、継続的な就労ができるよう支援を行う。

なお、就労による退所後においても、必要に応じてホームレス自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。

(ク) 利用期間中に就職活動を行ったにも関わらず、就労先が決定せず、利用期間が満了した者については、利用期間中の処遇内容等を都道府県知事又は市区町村長に報告するとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることがないように適切な処遇の確保に努める。

なお、利用期間中、共同生活の秩序を乱す者又は就職活動を行わず再三の指導指示に従わない者についても、その状況を都道府県知事又は市区町村長に報告する。

イ 施設の設置

(ア) 実施主体は、本事業を実施するため、ホームレス自立支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(イ) (略)

(ウ) センターの構造及び設備は、次のものとする。

a (略)

b aの規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのセンターの建物であって、火災による入所者等の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(a) ～ (c) (略)

c、d (略)

e センターには、次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

なお、賃貸住宅型にあつては、主として管理部門として使用する事務室の他、利用者の居室を確保する。

(a) ～ (h) (略)

なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とする。

ウ 職員の配置

この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置する。

(ア) 通常型

以下のaからfの職員を配置すること。また、利用者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、gからjの職員の配置に努める。

生活相談指導員の総数は、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数（3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。）で除することにより算定した数。）で、入所者の数が

に、継続的な就労ができるよう支援を行うこと。

(ク) 利用期間中に就職活動を行ったにも関わらず、就労先が決定せず、利用期間が満了した者については、利用期間中の処遇内容等を都道府県知事又は市区町村長に報告するとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることがないように適切な処遇の確保に努めること。

なお、利用期間中、共同生活の秩序を乱す者又は就職活動を行わず再三の指導指示に従わない者についても、その状況を都道府県知事又は市区町村長に報告すること。

イ 施設の設置

(ア) 実施主体は、本事業を実施するため、ホームレス自立支援センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

(イ) (略)

(ウ) センターの構造及び設備は、次のものとする。

a (略)

b aの規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのセンターの建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(a) ～ (c) (略)

c、d (略)

e センターには、次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

なお、賃貸住宅型にあつては、主として管理部門として使用する事務室の他、利用者の居室を確保すること。

(a) ～ (h) (略)

なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 職員の配置

この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置することとする。

(ア) 通常型

以下のaからfの職員を配置すること。また、利用者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、gからjの職員の配置に努めること。

生活相談指導員の総数は、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数（3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。）で除することにより算定した数。）で、入所者の数が

(改正後)

(現行)

6 又はその端数を増すごとに1以上となるよう努める。 なお、利用定員規模に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士にあっては、生活相談指導員、保健師にあっては看護師、または事務員については施設長等と兼務することが<u>できる</u>。 a ～j (略) (イ) (略) (ウ) 小規模型 通常型に準ずる。 ただし、嘱託医師、看護師又は職業相談員については、近隣の医療機関又は公共職業安定所との緊密な連携が図られ、かつ、本事業を適切に実施できると認められる場合には、配置しないことが<u>できる</u>。 (エ) 賃貸住宅型 小規模型に準ずる。 ただし、施設長、事務員、生活相談指導員については、利用者の自立支援を適切に実施できると認められる場合には、兼務することが<u>できる</u>。 エ (略) オ 利用手続等 (ア) 本事業を利用しようとする者は、都道府県知事又は市区町村長に対し利用の申請を行い、都道府県知事又は市区町村長は利用の必要性を勘案した上で、<u>決定する</u>。 (イ) ～ (オ) (略) カ 実施上の留意事項 (ア) 利用者のプライバシー等への配慮 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 <u>また、女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。</u> (イ) ～ (オ) (略) (カ) 地域社会との連携 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、<u>NPO法人等</u>との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。 (キ)、(ク) (略) (ケ) 賃貸住宅型 賃貸住宅型の実施に<u>当たり</u>、利用者の居室を確保するに<u>当たっては</u>、地域住民	6 又はその端数を増すごとに1以上となるよう努める<u>こと</u>。 なお、利用定員規模に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士にあっては、生活相談指導員、保健師にあっては看護師、または事務員については施設長等と兼務することが<u>できるものとする</u>。 a ～j (略) (イ) (略) (ウ) 小規模型 通常型に準ずる。 ただし、嘱託医師、看護師又は職業相談員については、近隣の医療機関又は公共職業安定所との緊密な連携が図られ、かつ、本事業を適切に実施できると認められる場合には、配置しないことが<u>できるものとする</u>。 (エ) 賃貸住宅型 小規模型に準ずる。 ただし、施設長、事務員、生活相談指導員については、利用者の自立支援を適切に実施できると認められる場合には、兼務することが<u>できるものとする</u>。 エ (略) オ 利用手続等 (ア) 本事業を利用しようとする者は、都道府県知事又は市区町村長に対し利用の申請を行い、都道府県知事又は市区町村長は利用の必要性を勘案した上で、<u>決定するものとする</u>。 (イ) ～ (オ) (略) カ 実施上の留意事項 (ア) 利用者のプライバシーへの配慮 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 (イ) ～ (オ) (略) (カ) 地域社会との連携 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、<u>NPO法人、民間支援団体等</u>との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。 (キ)、(ク) (略) (ケ) 賃貸住宅型 賃貸住宅型の実施に<u>あたり</u>、利用者の居室を確保するに<u>あたっては</u>、地域住民
--	--

(改正後)

(現行)

との調整に留意するとともに、定期的な巡回相談を実施するなど、利用者の自立に向けた指導を徹底すること。 (3) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) ホームレス等の健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることのないようにするため、緊急一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために相談・指導等必要な支援を<u>提供する</u>。 (イ) 就労意欲のあるホームレス等に対しては、センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供する等、就労支援に<u>努める</u>。 (ウ) 福祉サービスの提供が必要な利用者に対しては、その実情に応じ、福祉事務所等において必要な支援が受けられるよう助言・指導に<u>努める</u>。 (エ) 施設の利用者の健康管理に資するため、保健所等との連携の下で健康診断等を実施するよう<u>配慮する</u>。 (オ) 雇用と住居を同時に失った利用者に対しては、雇用対策を実施する公共職業安定所などの労働施策担当機関や福祉施策を実施する福祉事務所、社会福祉協議会などの福祉施策担当機関と連携し、必要な支援に<u>努める</u>。 (カ) 既存建築物、宿泊施設等を一部屋単位で借り上げる方式（以下「借り上げ方式」という。）によるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の入所者に対して、定期的な訪問を実施し、生活上の相談・助言等を行い、自立のために必要な支援・指導等を<u>行う</u>。 イ 施設の設置 (ア) 実施主体は、本事業を実施するため、シェルターを<u>設置する</u>。 (イ) シェルターの規模、構造等は次の<u>ものとする</u>。 a 利用定員は、概ね50人以上の<u>ものとする</u>。 b 建物については、建築基準法に定める諸基準を満たした<u>ものとする</u>。 c 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮された<u>ものとする</u>。 d シェルターには、次の設備を<u>設ける</u>。 ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。 (a) ～ (e) (略) e (略) ウ 職員の配置 シェルターには、施設長及び夜間の警備に必要な職員を<u>配置する</u>。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。 なお、借り上げ方式によりシェルターを設置する場合は、本規定は適用しない。	との調整に留意するとともに、定期的な巡回相談を実施するなど、利用者の自立に向けた指導を徹底すること。 (3) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) ホームレス等の健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることのないようにするため、緊急一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために相談・指導等必要な支援を<u>提供するものとする</u>。 (イ) 就労意欲のあるホームレス等に対しては、センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供する等、就労支援に<u>努めること</u>。 (ウ) 福祉サービスの提供が必要な利用者に対しては、その実情に応じ、福祉事務所等において必要な支援が受けられるよう助言・指導に<u>努めること</u>。 (エ) 施設の利用者の健康管理に資するため、保健所等との連携の下で健康診断等を実施するよう<u>配慮すること</u>。 (オ) 雇用と住居を同時に失った利用者に対しては、雇用対策を実施する公共職業安定所などの労働施策担当機関や福祉施策を実施する福祉事務所、社会福祉協議会などの福祉施策担当機関と連携し、必要な支援に<u>努めること</u>。 (カ) 既存建築物、宿泊施設等を一部屋単位で借り上げる方式（以下「借り上げ方式」という。）によるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の入所者に対して、定期的な訪問を実施し、生活上の相談・助言等を行い、自立のために必要な支援・指導等を行う<u>こと</u>。 イ 施設の設置 (ア) 実施主体は、本事業を実施するため、シェルターを<u>設置するものとする</u>。 (イ) シェルターの規模、構造等は次の<u>ものとする</u>こと。 a 利用定員は、概ね50人以上の<u>ものとする</u>こと。 b 建物については、建築基準法に定める諸基準を満たした<u>ものとする</u>こと。 c 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮された<u>ものとする</u>こと。 d シェルターには、次の設備を<u>設ける</u>こと。 ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。 (a) ～ (e) (略) e (略) ウ 職員の配置 シェルターには、施設長及び夜間の警備に必要な職員を<u>配置するものとする</u>。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。 なお、借り上げ方式によりシェルターを設置する場合は、本規定は適用しない。
---	--

(改正後)

(現行)

エ (略) オ 実施上の留意事項 <u>〈削除〉</u> 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 <u>また、女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。</u> (4) ホームレス能力活用推進事業 ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとし、事業実施に必要な職員を配置する。 (ア) <u>中間的就労の場や多種多様な</u>仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を<u>提供する</u>。 (イ) 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を<u>開催する</u>。 (ウ) <u>仕事</u>に関する知識や簡単な技術の付与を行う。 この際、受講者に対して講習手当を<u>支給する</u>。 (エ) その他センター及びシェルターと十分な連携を図り、ホームレスの就労支援等に関して必要な協力を<u>行う</u>。 イ 実施上の留意事項 (ア) 関係者・関係機関との連携 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター及びシェルターと十分な連携を図るとともに、<u>NPO法人等</u>、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。 (イ) (略) (5) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業 ア (略) イ 実施上の留意事項 (ア)～(ウ) (略) (エ) 利用者のプライバシー等の確保 本事業の実施に<u>当たっては</u>、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させないこと。 <u>また、女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。</u>	エ (略) オ 実施上の留意事項 利用者のプライバシーの確保 事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 (4) ホームレス能力活用推進事業 ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとし、事業実施に必要な職員を配置する。 (ア) <u>都市雑業的な</u>仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を<u>提供すること</u>。 (イ) 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を<u>開催すること</u>。 (ウ) <u>都市雑業的な仕事</u>に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。 この際、受講者に対して講習手当を<u>支給すること</u>。 (エ) その他センター及びシェルターと十分な連携を図り、ホームレスの就労支援等に関して必要な協力を<u>行うこと</u>。 イ 実施上の留意事項 (ア) 関係者・関係機関との連携 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター及びシェルターと十分な連携を図るとともに、<u>NPO法人、民間支援団体、地元自治体・企業等の</u>協力が得られるよう努めること。 (イ) (略) (5) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業 ア (略) イ 実施上の留意事項 (ア)～(ウ) (略) (エ) 利用者のプライバシーの確保 本事業の実施にあたっては、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させないこと。
---	---

(改正後)

(現行)

<u>このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。</u> (オ) (略) 2 地域コミュニティ復興支援事業 (1) 事業内容 本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する<u>おそれ</u>がある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ一体的に実施するものとする。 ただし、ウの事業は次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ一体的に実施するものとする。必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。 ア (略) イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業 住民等の生活実態を把握し、地域で孤立する<u>おそれ</u>がある者に対して、それぞれの抱える問題に応じたサービス提供を行うため、次に掲げる取組を選択して実施する。 (ア)～(エ) (略) ウ 関係者間の総合調整を行う事業 本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。 (ア) 行政、社協、社会福祉法人又はNPO法人<u>など</u>の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。 (イ)、(ウ) (略) エ (略) (2)、(3) (略) (別紙1) 巡回相談指導等事業における関係機関との連携支援について 巡回相談指導等事業において、相談の結果を踏まえて、必要に応じて以下に掲げる関係機関との連携支援等を<u>実施する</u>。 1 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を<u>促す</u>。	(オ) (略) 2 地域コミュニティ復興支援事業 (1) 事業内容 本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する<u>恐れ</u>がある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ一体的に実施するものとする。 ただし、ウの事業は次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ一体的に実施するものとする。必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。 ア (略) イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業 住民等の生活実態を把握し、地域で孤立する<u>恐れ</u>がある者に対して、それぞれの抱える問題に応じたサービス提供を行うため、次に掲げる取組を選択して実施する。 (ア)～(エ) (略) ウ 関係者間の総合調整を行う事業 本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。 (ア) 行政、社協、社会福祉法人又はNPO法人<u>等</u>の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。 (イ)、(ウ) (略) エ (略) (2)、(3) (略) (別紙1) 巡回相談指導等事業における関係機関との連携支援について 巡回相談指導等事業において、相談の結果を踏まえて、必要に応じて以下に掲げる関係機関との連携支援等を<u>実施すること</u>。 1 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を<u>促すこと</u>。
---	--

(改正後)

(現行)

2 住居の確保を希望する者に対しては、家賃が低廉な賃貸住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行うとともに、緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設等の施設の利用を<u>促す</u>。 3 福祉的援護が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるように<u>する</u>。 4 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診に<u>つなげる</u>。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談活動の中に含めて<u>行う</u>。 5 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を<u>行う</u>。 6 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の<u>手続</u>に関する助言・指導や関係機関への連絡等を<u>行う</u>。 7 その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を<u>行う</u>。	(別紙2) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に係る手続について 1 補助基準上限及び補助対象経費 <u>NPO法人等</u> 1 団体当たり年間 20,000 千円を上限として補助する。事業の実施期間が1年に満たない場合は、 20,000 千円×事業の実施月数／12 ヶ月を補助基準額とする。 また、経費については、事業の実施に係る人件費、旅費、役務費、賃借料、使用料、利用者食料費、備品購入費、需要費及び委託費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を<u>用いる</u>。 なお、委託費が補助対象経費の大部分を占めている事業及び補助対象経費が 500 千円に満たない事業は本事業の対象外とする。 2 事業の申請 <u>NPO法人等</u>が本事業を申請する際には、当該事業実施地域の都道府県及び市区町村と協議の上、以下に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に<u>申請する</u>。 (1) <u>NPO法人等</u>の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) ～ (10) (略) 3 事業実績の報告
--	--

2 住居の確保を希望する者に対しては、家賃が低廉な賃貸住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行うとともに、緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設等の施設の利用を促すこと。 3 福祉的援護が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるように<u>すること</u>。 4 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診に<u>つなげる</u>こと。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談活動の中に含めて<u>行うこと</u>。 5 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を<u>行うこと</u>。 6 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の<u>手続</u>に関する助言・指導や関係機関への連絡等を<u>行うこと</u>。 7 その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を<u>行うこと</u>。	(別紙2) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に係る手続について 1 補助基準上限及び補助対象経費 <u>NPO等民間支援団体</u> 1 団体当たり年間 20,000 千円を上限として補助する。事業の実施期間が1年に満たない場合は、 20,000 千円×事業の実施月数／12 ヶ月を補助基準額とする。 また、経費については、事業の実施に係る人件費、旅費、役務費、賃借料、使用料、利用者食料費、備品購入費、需要費及び委託費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を<u>用いること</u>。 なお、委託費が補助対象経費の大部分を占めている事業及び補助対象経費が 500 千円に満たない事業は本事業の対象外とする。 2 事業の申請 <u>NPO等民間支援団体</u>が本事業を申請する際には、当該事業実施地域の都道府県及び市区町村と協議の上、以下に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に<u>申請すること</u>。 (1) <u>NPO等民間支援団体</u>の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) ～ (10) (略) 3 事業実績の報告
---	--

(改正後)

(現行)

本事業を実施したNPO法人等は、毎年度、本事業に係る決算終了後速やかに、以下に掲げる事項を記載した事業実績報告書を都道府県知事へ提出する。 なお、NPO法人等は、本事業に係る収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となつてゐるところを証する監査結果の報告書を実績報告書に添付する。 (1) NPO法人等の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) ～ (4) (略) (5) 当該年度の収支決算書（当該事業に上乗せして事業を実施している場合は、それらに係る収支も含む。） (6) (略) 4 実施状況の報告 本事業を実施したNPO法人等は、当該年度上半期終了後速やかに、当該年9月末時点の以下に掲げる事項を記載した実施状況報告書を都道府県知事へ提出する。 (1) NPO法人等の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) ～ (5) (略) <u>〈削除〉</u>	本事業を実施したNPO等民間支援団体は、毎年度、本事業に係る決算終了後速やかに、以下に掲げる事項を記載した事業実績報告書を都道府県知事へ提出すること。 なお、NPO等民間支援団体は、本事業に係る収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となつてゐるところを証する監査結果の報告書を実績報告書に添付すること。 (1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) ～ (4) (略) (5) 当該年度の収支決算書（当該事業に上乗せして事業を実施している場合は、それらに係る収支も含む） (6) (略) 4 実施状況の報告 本事業を実施したNPO等民間支援団体は、平成23年度上半期終了後速やかに、平成23年9月末時点の以下に掲げる事項を記載した実施状況報告書を都道府県知事へ提出すること。 (1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (2) ～ (5) (略) <u>(別添18)</u> <u>生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領</u> 第1 目的 本モデル事業は、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（平成25年1月25日）を踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。 第2 実施主体 指定都市、中核市又は市区町村（広域連合、一部事務組合等を含む。また、町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）及び都道府県とする。 なお、都道府県は、管内町村部（福祉事務所を設置している町村を除く。）において実施する場合、又は福祉事務所を設置している市区町村において支援体制を構築するために当該市町村と連携して実施する場合に限る。 ただし、実施主体が自ら実施するほか、第5の1の「自立相談支援事業モデル運営要領」に定める支援決定など実施主体となる自治体が行うべき事務を除き、事業の全部または一部を団体等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。
---	--

(改正後)

(現行)

	<u>第3 対象者</u> <u>生活困窮者であって、実施主体において、第4の1から4までのいずれかの支援が必要であると認める者</u> <u>第4 事業の種類</u> <u>実施主体は、生活困窮者支援の制度化に向けた計画的な体制構築を主体的に行うため、庁内体制の整備を行うとともに、関係機関との協議の場を設け、地域における課題の抽出及び生活困窮者の自立・就労支援等に必要な支援体制の検討を行うとともに、以下の事業を実施する。</u> <u>なお、事業の実施に当たっては、1の事業を必須とし、その他の事業については地域の実情に応じて実施する。</u> <u>1 自立相談支援モデル事業</u> <u>(1) 生活困窮者の自立に向けた相談支援</u> <u>生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成等を行い、2から4までの事業や「住宅支援給付事業」などの関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う事業</u> <u>(2) 福祉事務所やハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発</u> <u>2 就労促進のための支援事業</u> <u>(1) 就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業（就労準備支援モデル事業）</u> <u>(2) 短期間の集中的な就労支援を行っても一般就労に就くことが困難な層に対し、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を行う事業者の育成支援を行う事業（「就労訓練事業の推進」モデル事業）</u> <u>3 家計相談支援モデル事業</u> <u>生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を行う事業</u> <u>4 貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業</u> <u>第5 事業の運営</u> <u>第4の1から3に掲げる各事業の運営は次による。</u> <u>1 自立相談支援モデル事業運営要領（別紙1）</u> <u>2 就労準備支援モデル事業運営要領（別紙2）</u>
--	--

(改正後)

(現行)

	<u>3 「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領（別紙3）</u> <u>4 家計相談支援モデル事業運営要領（別紙4）</u>
	第6 関係機関、関係事業との連携 <u>生活困窮者に対する支援は、本モデル事業に基づく支援のみならず、福祉事務所等の関係機関、関係事業との連携が重要であり、特に次に掲げる事業等との連携を確保すること。</u> <u>1 住宅支援給付事業</u> <u>2 生活福祉資金貸付事業</u> <u>3 ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業</u> <u>4 地域若者サポートステーション</u> <u>5 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 等</u>
	第7 情報提供 <u>本事業は、生活困窮者支援の制度化に向けた取組みであることから、事業の支援効果について検証し、課題の把握を行うとともに、別に定めるところにより厚生労働省に情報提供を行うこととする。</u>
	第8 留意事項 <u>本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。</u> <u>また、関係機関の間で情報共有を行うことについて支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくものとする。</u> （別紙1） <u>自立相談支援モデル事業運営要領</u> 1. 事業の目的 <u>本事業は、以下の内容を目的とする生活困窮者の自立に向けた新たな相談支援の制度化に資するため、実施する。</u> <u>（1）現在、生活困窮者に対応する自治体の相談窓口は、生活保護法に規定する要保護者に対応する福祉事務所以外は十分に整備されていない状況等から、生活保護受給者以外の者への個別的な支援は制度的には行われていない。このため、生活保護に至る前の段階から支援を開始する体制を構築する。</u> <u>（2）また、生活困窮者は、経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など複合的な問題を抱え、それぞれの領域の問題が複雑に絡み合っている場</u>

(改正後)

(現行)

	合が多い。現状において、福祉の相談窓口としては、福祉事務所のほか、高齢者、障害者、ひきこもりなど分野別に設置されているが、こうした現行の体制では、複合的な課題への対応が必ずしも十分とはいえない状況である。 このような生活困窮者の自立支援を促進するため、複合的な課題に個別的・包括的・継続的に対応できる体制を構築する。 2. 事業の内容 自立相談支援モデル事業においては、概ね以下の業務を行う。 なお、当該相談支援は、実施主体が自ら行うほか、当該相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体に運営を委託することができる。(以下、本運営要領及び別紙2から別紙4までにおいて「自立相談支援機関」という。) (1) 谷間のない包括的な相談支援体制の構築 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認(以下「アセスメント」という。)した上で支援計画(以下「プラン」という。)を策定する。 また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく(具体的な手順については下記4を参照されたい)。 (2) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発 複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う。 3. 自立相談支援機関の機能 自立相談支援機関には相談支援員を配置し、以下の事項に取り組むものとする。 (1) 生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること (2) ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること (3) 課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと (4) 相談支援員の支援内容をチェックしアドバイスすること 4. 相談支援の手順 生活困窮者に対する相談支援は以下の手順で実施する。(別添「相談支援プロセスの概要」参照) (1) 生活困窮者の把握・相談受付 ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。 また、生活困窮者の中には社会的に孤立している場合も多いことから、待ちの姿勢ではなく訪問支援を含めた対応を図る。この場合、まずは、地域や関係機関のネットワーク強化による把握に努め、加えて、必要に応じて訪問や声かけなどにより、生活困窮者の把握を行う。
--	--

(改正後)

(現行)

	<u>イ 相談受付時には、相談者の課題を的確に把握し、自立相談支援機関による支援によるか、他制度の相談窓口等へのつながりが適当かを判断する。(スクリーニング)</u> <u>ウ スクリーニングの結果、他制度の相談窓口等へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他機関へとつなぐ。必要に応じて他機関への確認、フォローアップを行う。いわゆる「相談のたらい回し」とならないよう留意する。</u> <u>(2) アセスメントとプランの策定</u> <u>ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による支援が妥当と判断されるケースについては、改めて生活状況や課題を把握し、本人の意思を十分に勘案した上でプラン（案）を作成する。(アセスメント、プラン（案）策定)</u> <u>イ アセスメントに当たって、本人の意思が明確でない場合については、本人から短期間に得られる情報のみによることなく、本人と信頼関係を構築することが重要であり、そうした信頼関係の中で自立への動機付けを図る。なお、必要に応じて暫定的な支援（緊急小口資金貸付、シェルター等）を適宜提供する。こうしたケースでは、一定の期間（数ヶ月程度）の相談対応を行う中で、アセスメントを並行して行うこととする。</u> <u>ウ プランの内容は、次の（ア）から（オ）の事業等に基づく支援のほか、（カ）から（ケ）をはじめとする公的な事業の活用及びインフォーマルな支援が想定される。</u> <u>（ア）自立相談支援機関の相談支援員による就労支援（就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方指導、ハローワークや地方自治体独自で実施している職業紹介事業への同行訪問などの支援）</u> <u>（イ）就労準備支援モデル事業</u> <u>（ウ）就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）</u> <u>（エ）住宅支援給付事業</u> <u>（オ）家計相談支援モデル事業</u> <u>（カ）生活福祉資金貸付事業</u> <u>（キ）ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業</u> <u>（ク）地域若者サポートステーションで実施している事業</u> <u>（ケ）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業</u> <u>エ プラン（案）を検討するため、自立相談支援機関が中心となって、地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、サービス提供事業者等の関係機関の担当者が参加する支援内容を調整する会議（以下「支援調整会議」という。）を設置し、プラン（案）が適切なものであるか確認を行う。</u> <u>オ 支援調整会議においては、支援内容の確認のほか、支援に当たった関係機関の役割についての調整を行う。</u> <u>カ 実施主体は、支援調整会議においてプラン（案）が了承されれば、それを基に支援決定を行う。</u> <u>キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定を受けたプランに基づき、具体的な支援サービスの提供等を行う。</u> <u>(3) 支援の実施、評価</u> <u>ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、サービス提供事業</u>
--	---

(改正後)

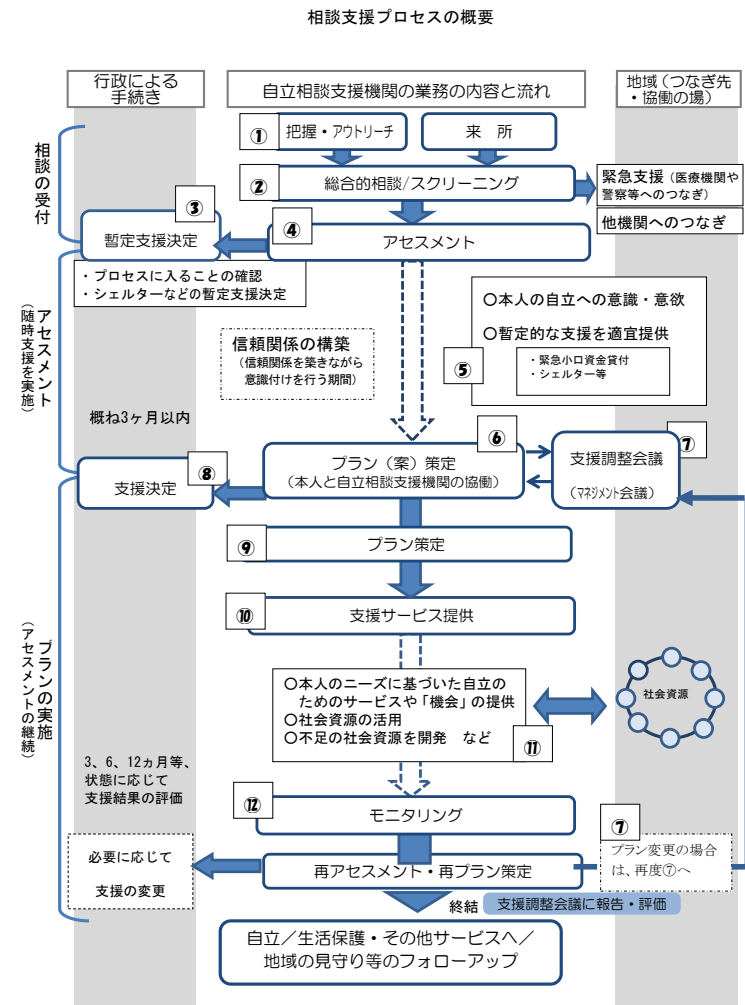
(現行)

	<u>者等の支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。</u> <u>イ 支援機関による支援が始まった後も支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状態等を随時把握する。</u> <u>ウ 定期的な評価は、以下の状況を整理し、概ね３ヶ月、６ヶ月、１年など本人の状況に応じて、支援調整会議において行う。</u> <u>（ア）目標の達成状況</u> <u>（イ）現在の状況と残された課題</u> <u>（ウ）プランの終結・継続に関する本人の希望・支援員の意見等</u> <u>エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。特に、短期間の就労経験しかない者などについては、定期的なフォローアップが望ましい。</u> <u>オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、プランを策定する。</u> <u>５．関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発</u> <u>生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。</u> <u>また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じ、生活困窮者の支援に関する社会資源の開発を行う。</u> <u>６．留意事項</u> <u>（１）相談支援に当たっては、別に定めるスクリーニング様式、アセスメント様式及びプラン様式を使用することとし、支援を行う者ごとに支援台帳を作成すること。</u> <u>（２）福祉事務所の生活保護ケース診断会議において、自立相談支援機関による支援がと判断されたケースについては、福祉事務所のケースワーカーと十分に連携を図り、効果的な支援を実施すること。</u> <u>（３）福祉事務所を設置していない町村の共同設置による自立相談支援機関は、十分に都道府県の関係福祉事務所と連携を図りながら実施すること。</u> <u>（４）個人情報の保護に十分留意すること。</u>
--	---

(改正後)

(現行)

(別添)



(改正後)

(現行)

	(別紙2) 就労準備支援モデル事業運営要領 1. 事業の目的 生活困窮者の中には、長期失業者であって、生活習慣等に問題があり、直ちにハローワークを利用した求職活動を行うことが困難な者や就労経験がなく、求職活動のためのノウハウもないため、まずは社会参加・職場体験を通じた訓練を受けることが必要な者など、直ちに一般就労に就くことが難しい者がいる。これらの者が一般就労に就くためには、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けも行いつつ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、当該生活困窮者の状態に応じたいくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けた一貫した自立支援を実施する。 2. 事業の運営主体 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等へ委託することができる。 3. 事業の対象者 自立相談支援モデル事業における支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された生活困窮者 4. 事業の内容 就労準備支援モデル事業においては、対象者となる生活困窮者の状態に応じて、以下の支援を個人又は複数人に対して行う。 (1) 生活自立支援訓練 社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床・出勤する習慣付けを行い、また、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行い、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行う。 (2) 社会自立支援訓練 就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行い、社会参加能力の習得を目指す。 (3) 就労自立支援訓練 継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法や知識の取得及びハローワークの利用法や面接の対応法などの訓練を行い、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指す。 5. 支援の実施期間 対象者の状態に応じ、概ね6ヶ月～1年の期間を設定する。
--	---

(改正後)

(現行)

	6. 就労準備支援担当者の配置 <u>就労準備支援モデル事業を行う事業所は就労準備支援担当者を1名以上配置し（兼務可）、対象者の就労支援に関する以下の業務を担当する。</u> <u>（1）生活自立支援訓練から就労自立支援訓練に至る個人ごとの支援プログラムの作成</u> <u>（2）支援プログラムの達成状況の把握、助言指導</u> <u>（3）一般就労に向けた相談支援</u> <u>（4）自立相談支援機関との連絡や支援調整会議への参加</u> <u>（5）生活支援、健康管理の指導 等</u> <u>なお、就労準備支援担当者は、生活困窮者の就労支援という業務内容を考慮し、人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の知識を有する者であることが望ましい。</u> 7. 留意事項 <u>（1）就労準備支援の開始後においても、支援プログラムの達成状況について自立相談支援機関と情報を常に共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。</u> <u>（2）就労準備支援に当たっての支援プログラムは別に定める様式を使用し、適切に管理すること。</u> <u>（3）就労準備支援の終了は、支援プログラムの達成状況等を踏まえ、自立相談支援機関でのアセスメントに基づき決定すること。また、自立相談支援機関の支援計画に基づき、一定期間の事後的支援も実施すること。</u> <u>（4）対象者の状況に応じ、就労自立支援訓練を受けながら、自立相談支援機関と連携し一般就労に向けた就職活動を行うことが望ましい。</u> <u>（5）就労準備支援の運営主体や実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がない場合等は、委託先事業所及び訓練の実施場所については、同一都道府県内あるいは隣接市町村までとする。</u> <u>（別紙3）</u> <u>「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領</u> 1. 事業の目的 <u>生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もあり、段階的に一般就労に向けた支援付きの訓練の場が必要である。</u> <u>このような就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は担い手となる社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等（以下「法人等」という。）の自主事業として実施することとしている。</u> <u>自治体においては、就労訓練事業の育成支援を行い、生活困窮者の就労支援の多様化を図る。</u>
--	--

(改正後)

(現行)

	<u>2. 対象事業</u> <u>就労訓練事業の推進のために地方自治体の行う次に掲げる事業。</u> <u>(1) 担い手となる法人等への「就労訓練事業」に関する啓発・研修等の実施</u> <u>(2) 地域における「就労訓練事業」のあり方の調査研究、協議会の実施</u> <u>(3) 「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援（法人等の支援職員の研修、就労訓練事業の受入に当たっての初度設備費）</u> <u>(4) その他「就労訓練事業」の推進に資する事業</u> <u>3. 対象事業の運営主体</u> <u>2の各号に掲げる事業について、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団・財団法人、営利法人等へ委託することができる。</u> <u>4. 就労訓練事業の内容</u> <u>(1) 対象者</u> <u>自立相談支援機関の作成した支援計画に基づき、就労訓練事業を受けることが適当と判断された生活困窮者。</u> <u>具体的には、就労準備支援モデル事業の利用を経ても、一般就労に就くことができない者や社会参加の場として利用することが適当な者などが対象となる。</u> <u>(2) 支援の内容</u> <u>就労訓練事業を行う事業者（以下「就労訓練事業者」という。）は、自立相談支援機関からの支援計画に基づいて受け入れた対象者について、軽易な作業等の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行う。</u> <u>支援は、個人ごとの就労支援プログラムを作成し、当該プログラムに沿って就労支援担当者の指導のもとに行う。</u> <u>(3) 支援の実施期間</u> <u>支援は原則として2年以内とする。また、概ね6ヶ月ごとに、自立相談支援機関と十分に協議し、支援プログラムの達成状況や本人の意向や状態等に応じて支援の内容等を見直すものとする。</u> <u>(4) 就労支援担当者の配置</u> <u>就労訓練事業者は、就労支援担当者を1名以上配置（兼務可）し、対象者の就労支援に関する業務を担当する。</u> <u>(5) ガイドラインの策定</u> <u>就労訓練事業における支援の具体的な内容、対象者の労働者性の有無に関する留意事項など事業実施の詳細については、別に定めるガイドラインに沿った事業実施を行うこと。</u> <u>5. 留意事項</u> <u>(1) 就労訓練事業の実施に当たっては、4の（5）のガイドラインに基づき実施することとし、各自治体においては、法人等が当該ガイドラインに沿った事業運営が行われ</u>
--	---

(改正後)

(現行)

	るよう助言願いたい。 (2) 就労訓練事業については、今後、法制化を検討しており、本モデル事業において実施したことをもって、法制度における認定等の行為が行われたこととならないものである。 (3) 就労訓練事業者及びその実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がいない場合等は、同一都道府県内あるいは隣接市町村までとする。 (別紙4) 家計相談支援モデル事業運営要領 1. 事業の目的 生活困窮者の家計の再生を図るためには、金銭給付や貸付といった一時的にその経済困窮状態の解消を図るのみでは十分でない場合も多く、むしろ、家計収支全体の改善等を図る観点から、家計等に関するきめ細かな相談支援（家計相談支援）を強化し、これに併せて必要に応じ貸付につなげていく仕組みが必要である。 本事業は、相談者自身の家計を管理する力を高めるとともに、必要に応じてより円滑に貸付を受けられるよう、貸付のあっせんを行うなど、生活困窮者の家計の再生を図るための家計相談支援の制度化に資するため、実施する。 2. 事業の運営主体 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、生活福祉資金貸付事業を実施する都道府県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、貸付事業を行う消費生活協同組合などの貸付機関、及び自立相談支援機関その他生活困窮者を支援するのに適当な団体にその運営を委託することができる。 3. 事業の対象者 生活に困窮し、あるいは失業や多重・過剰債務等により、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者 4. 事業の内容 家計相談支援は、生活困窮者の家計の再生を図りつつ、生活全般にわたる自立を支援するため、以下の手順で実施する。 (1) 相談の受付・課題の把握 ア 本人からの相談のほか、自立相談支援機関や貸付機関等からの依頼等により、相談を受け付ける。自立相談支援機関や貸付機関等と連携し、相談者の利便性を考慮して行う。 イ 相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。 ウ 家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析し、自立相談支援機関と調整の上、
--	---

(改正後)

(現行)

	<u>自立相談支援機関での支援計画の策定の必要性及び他機関との連携の必要性について判断する。</u> (2) 家計支援計画の策定 ア <u>家計表の作成に基づき、家計収支の改善や家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。</u> イ <u>必要に応じて、債務整理や成年後見制度等を実施する支援機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の制度窓口を紹介し、又はこれら機関との情報共有・調整を行う。</u> ウ <u>家計の再生に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあつせんする。その際、可能な限り相談者の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関と調整を行う。</u> (3) 支援の実施、評価 ア <u>家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導や相談者からの相談への対応を行う。</u> イ <u>必要に応じ、債務整理等を実施する機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の窓口、貸付機関に同行するなど、関係機関による適切な支援を受けられるよう支援する。</u> ウ <u>相談者の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。</u> 5. 支援の終了 <u>家計相談支援の終了については、家計支援計画を評価の上、相談者の家計管理能力や債務があればその償還状況等を勘案して個別に判断すべきである。その目安は、以下の点について評価を行い判断すること。</u> <u>なお、支援の終了に当たっては、自立相談支援機関と調整の上、判断すること。</u> (1) <u>相談者の家計状況が改善し、自立した生活が見込まれること。</u> (2) <u>相談者が家計管理の重要性を認識していること。</u> (3) <u>相談者が収入に応じた家計の範囲を理解し、支出品目の優先順位を付けることができていること。</u> (4) <u>相談者が今後2年から3年程度の家計の見通しをもつことができていること。</u> 6. 家計相談支援員について <u>家計相談支援を行う支援員は、次のいずれかに該当する者が望ましい。</u> (1) <u>ファイナンシャルプランナーの資格を有する者</u> (2) <u>消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者</u> (3) <u>金融機関に勤務経験を有する者</u> (4) <u>社会福祉士の資格を有する者</u> (5) <u>その他(1)～(4)までに掲げる者と同等の能力を有するもの</u>
--	--

(改正後)

(現行)

	7. 家計相談支援と自立相談支援機関等との連携について <u>家計相談支援モデル事業と自立相談支援機関等との連携については、家計相談支援モデル事業の委託先や家計相談支援員の配置先などの類型ごとに以下の例に応じて、円滑な連携を検討されたい。</u> (1) 自立相談支援機関が家計相談支援モデル事業を行う場合 ア <u>家計相談支援員は貸付機関と十分な連携が図れるよう、貸付制度についての理解と貸付機関の担当者とのネットワークを構築する。</u> イ <u>その際、貸付機関が、自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業の支援内容を理解し、貸付相談者のうち、当該支援が必要な者は適切に自立相談支援機関の窓口につなぐよう理解を深める。</u> (2) 貸付機関が家計相談支援モデル事業を行う場合 ア <u>自立相談支援機関によるアセスメントが必要と考えられる者については、相談支援機関への連絡・情報共有を図り、自立相談支援機関で支援の必要性を判断し、それに基づき支援を行う。</u> イ <u>自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に常駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。</u> (3) 自立相談支援機関及び貸付機関以外の者が家計相談支援モデル事業を行う場合 ア <u>相談者の状況に応じて、自立相談支援機関及び貸付機関と迅速に連携できる体制を構築しておく。</u> イ <u>自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に常駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。</u> 8. 留意事項 (1) <u>家計相談支援の実施に当たっては、自立相談支援機関と連携し、自立相談支援機関において生活全般に渡る総合的なアセスメント・支援計画作成を行い、これに基づき、支援が行われるよう検討すること。</u> <u>ただし、緊急的な対応が必要な場合などには、家計相談支援を先行して提供することは差し支えない。なお、その場合であっても、速やかに自立相談支援機関と情報を共有し、就労支援その他の支援を自立相談支援機関が行えるよう検討すること。</u> (2) <u>家計相談支援の開始後においても、家計支援計画の達成状況について、自立相談支援機関と常に情報を共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。</u> (3) <u>4の(2)ウの貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。これらの公的貸付制度は、市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、これらの対象にはならない者が貸付けを受けることができるよう、公的貸付制度に加え、貸付事業を行う消費生活協同組合や貸付機関とも連携して行うことが望ましい。</u>
--	---

(改正後)

(現行)

(別添 <u>1 8</u>) (略) (別添 <u>1 9</u>) (略) (別添 <u>2 0</u>) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 1、2 (略) 3 事業内容 自立支援通訳、自立指導員、就労相談員及び巡回健康相談員（以下「自立支援通訳等」という。）が、実施主体担当課（以下「担当課」という。）の指示により次の業務を行い、自立支援通訳等相互の連携と協力を図るとともに、福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関と連携し、中国残留邦人等支援の実効を上げる事業。 (1) 自立支援通訳派遣事業 ア～カ (略) <u>〈削除〉</u> <u>キ</u> (略) (2) ～ (4) (略) 4～10 (略) (別添 <u>2 1</u>) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 1～4 (略) ※ 本事業は、「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラムについて」（平成19年3月30日社援発<u>第0330007号</u>）に基づき実施するものである。 (別添 <u>2 2</u>) (略)	(別添 <u>1 9</u>) (略) (別添 <u>2 0</u>) (略) (別添 <u>2 1</u>) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 1、2 (略) 3 事業内容 自立支援通訳、自立指導員、就労相談員及び巡回健康相談員（以下「自立支援通訳等」という。）が、実施主体担当課（以下「担当課」という。）の指示により次の業務を行い、自立支援通訳等相互の連携と協力を図るとともに、福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関と連携し、中国残留邦人等支援の実効を上げる事業。 (1) 自立支援通訳派遣事業 ア～カ (略) <u>キ</u> 別に定める「職場体験学習実施要領」により実習を受ける場合に通訳を行うこと。 <u>ク</u> (略) (2) ～ (4) (略) 4 ～10 (略) (別添 <u>2 2</u>) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 1～4 (略) ※ 本事業は、「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラムについて」（平成19年3月30日社援発<u>第030007号</u>）に基づき実施するものである。 (別添 <u>2 3</u>) (略)
---	--